

婚姻届

補記事項 有 無

令和 年 月 日届出

受付時分 午前・午後 時 分

長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	通知 令和 年 月 日 送付 第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(1)	夫 になる 人	妻 になる 人		
	(よみかた) 氏 名 甲野 幸夫 生 年 月 日 平成 4 年 6 月 23 日	乙川 節子 平成 5 年 10 月 5 日		
(2)	住 所	左に同じ		
	(住民登録をして いるところ) 世帯主 の氏名 甲野 邦彦	世帯主 の氏名 左に同じ		
(3)	本 籍	香川県高松市寿町		
	(外国人のときは 国籍だけを書いて ください) 筆頭者 の氏名 甲野 邦彦	筆頭者 の氏名 乙川 正治		
	父母及び養父母 の 氏 名	父 甲野 邦彦	父 兵庫 太郎	
	父母との続き柄	母 昌子	母 昭子	
	(右記の養父母以外 にも養父母がいる 場合にはその他の 欄に書いてください)	養父	養父 乙川 正治	養父
		養母	養母 浩子	養母
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	新本籍 (左の□の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 夫の氏 <input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏 神戸市中央区加納町6丁目5番地		
	同居を始めた とき	令和 元 年 8 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)		
(6)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 年 月 日		
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または 1年未満の契約の雇用者は5) 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯		
	(8) 夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業		
その他				
届 出 人 署 名 (※押印は任意)		夫 甲野 幸夫 印	妻 乙川 節子 印	

夫の氏または妻の氏の
いずれかに□のように
印をつけてください。

婚姻届の記載のしかたとご注意

(神戸市では、各区役所・北須磨支所の市民課、玉津支所で受付します。)

1 必要なもの

- 婚姻届書
- 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等官公署が発行する顔写真貼付の身分証明書等
※日本国籍以外の方は別途書類が必要です。係の者にお問い合わせください。

2 届出先

夫または妻の本籍地か住所地の役所

3 記入の方法

- 黒のボールペン又は黒のインクで正しくていねいに書いてください。鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
- □にあてはまるものに☑のように印をつけてください。

- 氏名欄・・・婚姻前の氏名で書いてください。「よみかた」を上を書いてください。
- 住所欄・・・住民登録をしているところ。住所異動届(転入届、転居届等)と同時に届出する場合は新しい住所を書いてください。
- 婚姻後の本籍欄・・・地番(○番地、○番地○)のほかに、住居表示実施区域では街区符号(○番)も使用できます。
- 届出人署名欄・・・届出人それぞれが自署してください。
- 証人欄・・・夫妻の婚姻の事実を知っている成人の人、2人が自署してください。親族の方(父母等)でもけっこうです。

4 ご注意

- この届は土・日曜日や休日でも出せますが、その場合は、開庁時間内に事前審査を受けることをおすすめします。なお、土・日・休日の受付はすべて区役所だけになります。(支所では土・日曜日や休日の届出はできません。)
- 婚姻届を出しても住民登録(住民票)の住所は変わりません。住民登録の住所を変える場合は旧住所地の市区町村で「転出届」をして転出証明書の交付を受けたうえ、新住所地の市区町村で転入届をしてください。なお、神戸市内で転居する場合は、転居後に新住所地の区役所、支所で転出届、転入届が一度にできます。
- 住所地の役所にこの届を提出する際は、マイナンバーカードもご持参ください。氏名等を変更します。開庁時間以外に提出される際は、後日、住所地の役所で変更手続きをしてください。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	神戸 一雄 印
生 年 月 日	昭和 38 年 4 月 14 日
住 所	東京都中野区野方 1丁目4番7号
本 籍	東京都杉並区清水 1丁目26番
署 名	丙山 和子 印
生 年 月 日	昭和 41 年 6 月 8 日
住 所	神戸市中央区中山手通 5丁目12番18号
本 籍	香川県高松市栗林町 1丁目2番

お問い合わせは、各区市民課、北須磨支所市民課へ

東灘区役所 ☎078-841-4131 灘 区役所 ☎078-843-7001 中央区役所 ☎078-335-7511 兵庫区役所 ☎078-511-2111
 北区役所 ☎078-593-1111 北神区役所 ☎078-981-5377 長田区役所 ☎078-579-2311 須磨区役所 ☎078-731-4341
 北須磨支所 ☎078-793-1212 垂水区役所 ☎078-708-5151 西 区役所 ☎078-940-9501